

建築基準法施行細則（昭和36年京都府規則第27号）（抜粋版）

（特定建築物の定期報告）

第11 条法第12条第1項の規定により知事が指定する特定建築物は、次に掲げる建築物とする。

- (1) 3階以上の階を下宿、共同住宅又は寄宿舍の用途に供する建築物（令第112条第9項の規定により階段の部分とその他の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画しなければならない建築物に限る。）であつて当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの（共同住宅又は寄宿舍の用途に供する建築物にあつては、法定報告建築物（法第12条第1項に規定する安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物をいう。以下同じ。）である建築物を除く。）
- (2) 百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物（法定報告建築物を除く。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超え、かつ、その用途に供する部分を避難階以外の階に有するもの

2 法第12条第1項の規定による報告は、省令第5条第3項に規定する報告書に、別表第1の5の表の1の項に規定する図書並びに知事が別に定める敷地、一般構造、構造強度、耐火構造等及び避難施設等の調査の結果を記載した書類を添えて、所長に提出して行うものとする。

3 前項の報告書は、報告の日前3月以内に行われた調査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。

4 省令第5条第1項の規定による報告の時期は、次の表の左欄に掲げる用途の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年度の4月から12月までの間とし、以後それぞれの年度の翌年度から起算して3年を経過する年度ごとの4月から12月までの間とする。

ホテル又は旅館の用途に供する建築物	平成 28 年度
下宿、共同住宅又は寄宿舍の用途に供する建築物で、舞鶴市、綾部市、宮津市、長岡京市、京丹後市並びに与謝郡伊根町及び与謝野町の区域に所在するもの	
体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物	平成 29 年度
病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）の用途に供する建築物	
下宿、共同住宅又は寄宿舍の用途に供する建築物で、福知山市、亀岡市、向日市、南丹市及び船井郡京丹波町の区域に所在するもの	

児童福祉施設等の用途に供する建築物	平成 30 年度
博物館、美術館又は図書館の用途に供する建築物	
百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物	
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物	
下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物で、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町及び宇治田原町並びに相楽郡笠置町、和束町、精華町及び南山城村の区域に所在するもの	
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店の用途に供する建築物	

(昇降機の定期報告)

第12 条法第12条第3項の規定による昇降機に係る報告は、省令第6条第3項に規定する報告書に知事が別に定める検査の結果を記載した書類を添えて所長に提出して行うものとする。

- 2 前項の報告書は、報告の日前2月以内に行われた検査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。
- 3 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、1年ごととする。

(特定建築設備等の定期報告)

第13 条法第12条第3項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、令第16条第1項各号（共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物を除く。）及び第11条第1項第2号に掲げる建築物に係る換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置とする。

- 2 法第12条第3項の規定による令第16条第3項第2号及び前項に規定する特定建築設備等に係る報告は、省令第6条第3項に規定する報告書に、別表第1の5の表の2の項に規定する図書並びに換気設備、排煙設備、非常用の照明装置及び防火設備の検査の結果を記載した書類で知事が別に定めるものを添えて、所長に提出して行うものとする。
- 3 前項の報告書は、報告の日前3月以内に行われた検査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。
- 4 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、毎年度4月から12月までの間とする。
- 5 省令第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目（以下「大臣指定設備項目」という。）に係る報告は、検査の対象となる建築設備の全ての大臣指定設備項目について3年以内ごとに行われるものとし、当該報告の時期は、前項の規定にかかわらず、検査を実施した年ごとの4月から12月までの間とする。

(工作物の定期報告)

第14条法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定による工作物に係る報告は、省令第6条の2の2第3項に規定する報告書に知事が別に定める検査の結果を記載した書類を添えて所長に提出して行うものとする。

2 前項の報告書は、報告の日前1月以内に行われた検査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。

3 省令第6条の2の2第1項の規定による報告の時期は、1年ごととする。

4 省令第6条の2の2第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目（以下「大臣指定工作物項目」という。）に係る報告は、検査の対象となる工作物の全ての大臣指定工作物項目について3年以内ごとに行われるものとし、当該報告の時期は、前項の規定にかかわらず、検査を実施した年ごととする。

(定期報告に関する書類の保存期間)

第14条の2 省令第6条の3第5項第2号の規定による期間は、法第12条第1項又は第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告（以下この条において「当初報告」という。）が行われた日から次の各号の対象施設の区分に従い当該各号に定める日又は当初報告に係る建築物及び建築設備等（省令第6条第1項の建築設備等及び省令第6条の2の2第1項の工作物をいう。以下この条において同じ。）が滅失し、若しくは除却される日までとする。

(1) 建築設備等で大臣指定設備項目又は大臣指定工作物項目（以下「大臣指定項目」という。）の検査をすることを要するもの当初報告の翌日から起算して3年を経過した日又は当初報告の日後、最初の全数検査（当該建築設備等に係る全ての大臣指定項目の検査を一度に行うことをいう。）の結果の報告の日のいずれか早い日

(2) 前号以外のもの当初報告の日後、最初に報告が行われた日

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出される報告について適用し、施行日前に提出された報告については、なお従前の例による。

3 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定による小荷物専用昇降機等（小荷物専用昇降機又は防火設備で、この規則の施行の際現に存するもの又は施行日から平成29年5月31日までの間に同法第7条第5項若しくは第7条の2第5項（いずれも同法

第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。)についての報告に係る新規則第12条第3項並びに第13条第4項及び第5項の規定の適用については、施行日から平成31年3月31日までの間に限り、新規則第12条第3項中「1年ごと」とあるのは「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」と、新規則第13条第4項中「毎年度4月から12月まで」とあるのは「平成30年4月1日から同年12月28日まで」と、同条第5項中「検査を実施した年ごとの4月から12月まで」とあるのは「平成30年4月1日から同年12月28日まで」とする。

別表第1（第3条—第3条の3、第4条、第11条、第13条、第15条関係）

5 定期報告の添付図書

	図書の種類	明示する事項	
1	(1) 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
		(2) 配置図	縮尺及び方位 敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途 敷地に接する道路の位置及び幅員
	(3) 各階平面図	縮尺及び方位	
		間取り及び各室の用途	
		壁の位置、開口部及び防火戸の位置	
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造	
		防火区画及び隔壁の位置	
		非常口、非常用進入口及び避難施設の位置	
	2	(1) 1の項の(1)及び(2)に規定する図書	当該図書に係る1の項の(1)及び(2)に規定する明示事項
		(2) 排煙設備等の機械器具の位置図	縮尺及び方位
各階の間取り及び各室の用途			
壁の位置			
機械器具の種別及び位置			
分電盤、配線図及び系統図			
防火設備の種別及び位置			